

■森林環境税及び森林環境譲与税の創設

パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

■森林環境税

令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収するものです。

■森林環境譲与税

市町村による森林整備等の財源として、令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

■葛巻町への譲与額

葛巻町にも令和元年度から森林環境譲与税が譲与され、令和元年度の2,043万円から段階的に増加し、令和5年度は4,857万円となっており、5年間の総額は1億9,951万円となっています。令和6年度は5,820万円の譲与を見込んでいます。

■森林環境譲与税の使途

森林環境譲与税は間伐等の「森林整備に関する施策」、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備の促進に関する施策」に充てることとされており、葛巻町では、主に次の事業に取り組んでいます。

- 森林所有者への経営意向調査や森林現況調査
- 森林整備（除間伐、作業道補修、測量機器整備等）
- 林業就業者の確保・育成対策（森林雇用促進住宅整備、労働安全装備品導入事業）
- 普及啓発（トリプルまきフェスタ開催、森林公園修繕）

■令和6年度を取組事業

事業名	事業費
専門員の雇用（林政アドバイザー）	497万円
森林所有者への経営意向調査・森林現況調査	765万円
森林整備（除間伐、作業道補修、測量機器整備等）	2,725万円
木材利用の促進（町産材利用促進事業、橋りょう修繕）	1,300万円
林業就業者の確保・育成対策（労働安全装備品導入事業）	58万円
普及啓発（トリプルまきフェスタ開催、森林公園修繕）	186万円
基金積立	289万円
合 計	5,820万円